

○学校法人の行うことのできる収益事業の種類

昭和二十九年九月十四日告示第四百九十一号

改正

平成一三年 一月 九日告示第六号

平成二一年 二月一九日告示第一五六号

平成二五年十一月二一日告示第五七七号

私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号。以下「法」という。）第二十六条第一項（法第六十四条第五項において準用する場合を含む。）の規定に基き、広島県知事の所轄に属する学校法人の行うことのできる収益事業の種類を次のように定める。

学校法人の行うことのできる収益事業の種類

学校法人の行うことのできる収益事業（当該学校法人の設置する学校（私立学校、私立各種学校又は私立専修学校をいう。以下同じ。）の教育の一部として又はこれに付随して行われる事業を除く。）は、日本標準産業分類（平成二十五年総務省告示第四百五号）に掲げる事業であつて、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- 一 経営が投機的に行われるもの
- 二 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第二条各項（第二項、第三項及び第十二項を除く。）に規定する営業及びこれらに類似する方法によつて経営されるもの
- 三 規模が当該学校法人の設置する学校の状態に照らして不適當なもの
- 四 自己の名義をもつて他人に行わせるもの
- 五 当該学校法人の設置する学校の教育に支障のあるもの
- 六 前各号に掲げるもののほか、学校法人としてふさわしくない方法によつて経営されるもの

（平成一三年一月九日告示第六号）

（平成二一年二月一九日告示第一五六号）

（平成二五年十一月二一日告示第五七七号）